

2. J S C E 2000 (抜粋 第1章, 第2章)

第1章 はじめに

現在はあらゆる分野においてパラダイムの歴史的変換期であり、工学系学会においてもその転換に対する対応・改革が強く求められている。特に、土木分野を取り巻く国内外の社会環境は急速に変化しつつあり、21世紀を視座においた土木学会の改革が急務となっている。工学系学会が有すべき重要な機能として

- (1) Society としての会員相互の交流
- (2) 学術・技術の進歩への貢献
- (3) 社会に対する直接的な貢献

があるが、土木学会の改革に際してはこれらの機能が十分に果たしうるような体制を確立する必要がある。

これらの多様化・国際化している土木学会の諸問題を検討し、学会の企画運営を議論するとともに各部門にまたがる事項を審議するために平成8年8月に理事会に企画運営連絡会議が設立され、以下のような課題について検討を開始した。本報告は、平成9年度末までの検討結果の報告であり、今後更に検討を進めるものである。

第2章 土木学会改革の課題

企画運営連絡会議において、当初の議論により土木学会改革のための諸課題が以下のよう
に抽出された。

2. 1 学会の将来構想

学会が将来にわたって活力を維持するためには、組織・学会の社会的役割・新分野の開拓などについて中長期的構想を持つことが必要である。そのためには、土木、さらには工学におけるリーディング学会としてのありかたを議論しなければならない。その重要な視点として、中立性の確保、学会構成員の倫理の確立がある。また、政府が科学技術基本計画を策定したことから、学会として科学技術政策の立案と提言を行うべきである。

2. 2 学会の制度

土木学会は急速に肥大化したために、規定類や組織が次々と付け加えられ、その結果極めて制度が錯綜している。そのために、定款や諸規定の見直し、学会役員選出法のありかた、表彰制度のありかた、全国大会のありかた、委員会のありかた、支部のありかたなどを検討しなければならない。特に委員会については、委員会の新設・改廃の基準の策定、統合の推進、委員会の分掌、委員会の時限性・委員会委員の任期制の導入、委員長を選出法の明確化、運営規定の整備、年次計画の策定、活動成果の公

表、自己評価など、数多くの検討課題がある。

2. 3 会員サービス

学会は会員の相互交流の場の提供、情報の提供を積極的に行う必要がある。さらに、未組織の研究者・技術者が新たに会員として入会しやすいような枠組みを提供するべきである。また、会員となるためのインセンティブが働くような学会とすべきである。

2. 4 人材育成

国際化および21世紀に向けた標準教育カリキュラムの策定、資格制度の充実、社会人リカレント教育の場の提供、委員会への若手・地方委員の登用など将来に向けた人材育成策をはかるべきである。

2. 5 学会の評価機能

国家財政が悪化している現在、社会基盤整備や防災施設の適正水準を議論する必要がある。その提言のために中立的立場にある学会が果たすべき役割は大きい。また、頻発する災害に際して、学会が緊急に対応し、中立的立場で原因を解明して国民に説明することは学会としての社会的責務であり、そのための組織を検討するべきである。学術研究や技術の正当な評価は学会が持つ最も重要な機能であり、この機能をさらに強化しなければならない。

これらの学会の社会的活動を社会に還元・普及するために、学会誌・各種出版物・市民行事・マスコミへの情報提供などにより、広報活動を積極的に行う必要がある。

2. 6 出版物

従来、学会出版物数が肥大化し、学会財務の悪化を招いた。学会出版物に関して出版の可否について公正な立場で吟味すべきであり、その後の在庫管理についても適正化を計る必要がある。著作権については、従来の慣習を引きずった形で、これが著者に帰属することになっている。しかしながら、その保護を制度的に保障し、かつ出版物に学会の方針を適切に反映していく柔軟性を付与する意味でも、著作権を欧米並みに学会に帰属させる方向が検討されるべきである。これは海外への窓口である英文論文集、英文広報誌についても共通の課題であろう。現在の5つの英文論文集は、日本の研究内容を広く海外に紹介する意図を持って、それぞれの個別の委員会の自主的な努力で創刊され、今日に至っている。しかしながら学会内の個別の委員会の制約を越えて、より広範な普及を図ることがこれから一層求められる。そのためには和文のオリジナル論文を英訳した著作に積極的な評価を与え、論文の英文化へのインセンティブを高めるとともに、学会員に重きを置いた販売体系ではなく出版を海外の出版社に委託する方策などを積極的に検討し、購読者層の拡大と、出版事業の合理化を進めなければならない。英文広報誌については、現在出版されておらず海外会員の確保・日本の土木技術の紹介のために何らかの方策を考えなければならない。また、情報化社会の到来に向けて、電子図書館構想などについて研究を行うべきである。

2. 7 国際化

国内向け組織として出発した本学会は、国際的に立ち後れている。国際貢献のあり方の検討、資格・規格の世界的組織化への対応、アジアのリーディング学会としての確立策などを早急に打ち出さないと、本学会は、世界のローカルな学会としての地位が確定するであろう。また、学会事務局も国際対応ができる体制を確立しなければならない。

2. 8 学会財務

予算・決算のあり方が前年度踏襲方式になっている。各部門・委員会毎に次年度予算の策定を行い、決算を報告する年次計画制度の導入を検討すべきである。また、予算が硬直しており、緊急に対応すべき事項にたいして予算措置が困難な状況にある。支部会計については、学会が特定公益増進法人が維持されるよう明確化しなければならない。また、各種基金の有効活用がなされるよう再検討を行う必要がある。

学会を経由して研究費補助がなされる方式が導入されつつあり、本学会もこの動きに有効に対応できる体制を導入することを検討すべきである。

2. 9 学会事務局

省力化、情報化を計り、効率の向上を目指す。また、事務分掌を明確化し、国際対応ができる体制の確立を計る必要がある。

以上の各テーマについて短期・中長期に分けて実施方策を検討するべきである。

2. 10 学会定款・規定の見直し

平成8年9月閣議決定された「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人 に対する検査等の委託に関する基準」に基づき、評議員会の廃止など定款を改正する必要がある、またそれに伴い規定類の改正等を行う必要がある。